

後期高齢者医療制度(長寿医療制度)についてお知らせします

75歳以上のかたと、65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定を受けているかたへ、後期高齢者医療制度(通称「長寿医療制度」)の各種通知を7月にお送りします。その内容についてお知らせします。

保険料について

保険料は、世帯単位でなく、個人単位で納付していただきます。保険料は、定額の均等割額と、被保険者個人の所得額を基に計算される所得割額により構成され、その合計額が保険料となります。**【図1参照】**

保険料賦課決定通知書・納入通知書を7月に お送りします

被保険者のかたに納めていただく平成21年度の保険料額が決定しました。年金の4月支給分から仮徴収額を天引きさせていただきます。納付書や口座振替により個別に納めていただく普通徴収となります。

低所得のかたは 保険料が軽減されます

同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得に応じて、保険料の均等割額が軽減されます。**【図1参照】**

所得割額の軽減

厚生年金の一般的な収入である21万円(旧ただし書き所得が58万円)までの所得階層のかたは、保険料の所得割額が軽減されます。**【図1参照】**

保険料の支払い方法を 口座振替に変更できます

保険料の支払い方法を特別徴収(年金からの天引き)から口座振替へ変更を希望されるかたは、納付書や口座振替により個別に納めていただく普通徴収となります。

納付方法の変更届により、特別徴収の中止の申請ができます

年金を受給していないかたは、納付方法の変更届により、特別徴収の中止の申請をすることができます。

また、普通徴収(納付書による支払い)のかたで口座振替への変更を希望されるかたは、口座振替依頼書(はがき)で手続きができます

※今年度と納付方法に変更がないかたで、すでに口座振替の手続きをされているかたは、改めて手続きをする必要はありません。

医療費の一部負担金の割合は年次更新により毎年8月に見直されます

医療費の一部負担金の割合は原則として1割ですが、一定以上所得(住民税の課税所得が145万円以上)のかたは3割負担となります。

一部負担金の割合は所得(住民税の課税所得)により決まるため、判定基準(表1参照)により毎年8月1日に見直しが行われます

市では、一部負担金の割合が変更になるかたに、新しい被保険者証を7月下旬に郵送します。古くなった被保険者証は保険年金課(本庁舎1階)へお返しください。

申請により一部負担金が3割から1割になる場合があります

一部負担金の割合が3割のかたで、次の①②③のいずれかに該当する場合は、申請により翌月から1割負担となります。

自己負担限度額・入院時食事代の軽減

被保険者とその世帯全員のかたが住民税非課税の場合、自己負担限度額や入院時の食事代が軽減されます。該当する可能性のあるかたは、市から「基準収入額適

用申請のお知らせ」を6月29日に送付しましたので、申請を忘れないうちにご確認ください

①同一世帯の被保険者は本人のみで、前年の収入が383万円未満の場合
②同一世帯に70歳〜74歳のかたがいる場合で、本人を含む前年の収入合計額が520万円未満の場合
③同一世帯に被保険者が本人を含め2人以上いる場合で、被保険者全員の前年の収入合計額が520万円未満の場合

※一部負担金の割合は、世帯構成の変更や修正申告等により、年次更新時以外でも変更になることがあります

①②③は表1参照

「ジェネリック医薬品希望カード」をお送りします

7月にお送りする21年度保険料賦課決定通知書に、ジェネリック医薬品希望カードを同封します。

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品(新薬)の特許期間が終了したあとに、使用実績などの情報を基に別の製薬会社で作られる安価な「後発医薬品」です

ジェネリック医薬品を希望されるかたは、医師・薬剤師にご相談ください。
※「ジェネリック医薬品希望カード」は、ジェネリック医薬品の使用を強制するものではありません。ご希望に応じてご使用ください。

問い合わせ 健康福祉部保険年金課

表1 一部負担金の割合と自己負担限度額

所得区分	負担割合	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一定以上所得者1	3割	44,400円	80,100円
		12,000円	44,400円
一般	1割	8,000円	24,600円
低所得2			15,000円
低所得3			

- 1 = 同一世帯に一定以上所得(住民税の課税所得が145万円以上)の後期高齢者医療被保険者のかたがいる場合。ただし、後期高齢者医療被保険者の収入の合計が、2人以上の場合で520万円未満、本人のみの場合で383万円未満であれば、申請により負担割合が「1割」になります。申請方法等についてはお問い合わせください。
- 2 = 住民登録上の世帯全員が住民税非課税のかた。
- 3 = 住民登録上の世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円(年金収入のみの場合は1人80万円以下)のかた、又は住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者のかた。
- 4 = 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算します。過去12か月以内に4回以上該当する場合は、4回目以降は44,400円となります。

表2 入院時食事療養費・生活療養費

自己負担額	一般病床		療養病床	
	食事代(1食)	居住費(1日)	食事代(1食)	居住費(1日)
一定以上所得者(低所得以外のかた)	260円	460円		
住民税非課税世帯	低所得1	90日以内の入院(過去12か月の入院日数)	210円	320円
	低所得2	90日を超える入院(過去12か月の入院日数)	160円	
老齢福祉年金受給者	100円	130円	100円	0円

- 1 = 世帯全員が住民税非課税のかた
- 2 = 世帯全員が住民税非課税で、世帯各人の収入が80万円以下のかた

農業体験農園(空き区画)の入園者を募集します

農業体験農園では、農家(農園主)のかたの指導のもと、種まきから育成・収穫まで本格的な農業を体験できます。種苗・肥料・農具などはすべて農園主が用意しますので、初めてのかたでも新鮮でおいしい野菜を収穫することができ

ちびっこ農業教室

日時 7月27日(月) 午前9時〜正午(雨天中止)
集合場所 秋津ちろりん村 管理棟前(秋津町1-9)
※車での参加は遠慮ください。
開催場所 秋津町周辺の野

夏野菜の収穫

日時 7月25日(土) 午前10時〜正午(小雨決行)
※雨天の場合は翌日に順延
場所 秋津ちろりん村(秋津町1-9)
対象 市内在住・在勤のかた 70名
※応募者多数の場合は、7月16日(木)午後1時30分から「秋津ちろりん村」管理棟内で公開抽選

植樹ボランティアの募集

「緑の協力隊」東村山支部では、中国内モン古自治区クブチ砂漠に植樹する活動に参加できるボランティアを募集します。
参加費 1家族100円
持ち物 収穫したものをいれる袋
※おやつを用意しますので、水筒(飲み物)をご持参ください。
申込み 電子申請(市のホームページ)

園で公開抽選費用 2万円(上記利用期間分の指導料・農作物代等)
※栽培作物は10品目程度
申込み 7月15日(水)までに電話で各農園へ
○野菜工房自然塾Ⅱ小町竹男(☎090・3106・4264)
○文ちゃんの参農塾Ⅱ齊藤光正(☎080・6807・0369)

菜畑ほか
対象 市内在住の小学生と保護者(同伴必須)
定員 先着50組100名
参加費 1組100円(傷害保険料)
収穫物 トマト、とうもろこし、きゅうり等(予定)
持ち物 タオル、軍手、水筒等
※汚れても良い服装でご参加
ムベージの「ネット申請」からアクセス、1人1回又は往復はがき(1人1枚)に「夏野菜の収穫参加希望」・住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号を明記し、7月15日(必着)までに〒189-8501みどり環境課へ

申込み 往復はがきに住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号を明記し、7月10日(消印有効)までに東村山市日中友好協会事務局・川島暢仁(〒189-0025 廻田町2-28-19)へ
※返信宛先必ず記入
主催 東村山市日中友好協会
問い合わせ 市民部国際・男女共同参画課

申込み 往復はがきに住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号を明記し、7月10日(消印有効)までに東村山市日中友好協会事務局・川島暢仁(〒189-0025 廻田町2-28-19)へ
※返信宛先必ず記入
主催 東村山市日中友好協会
問い合わせ 市民部国際・男女共同参画課

申込み 往復はがきに住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号を明記し、7月10日(消印有効)までに東村山市日中友好協会事務局・川島暢仁(〒189-0025 廻田町2-28-19)へ
※返信宛先必ず記入
主催 東村山市日中友好協会
問い合わせ 市民部国際・男女共同参画課

「定額給付金」及び「子育て応援特別手当」の交付申請はお早め！

申請期限は10月1日(木)まで。